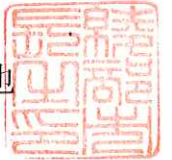


登 録 証

住 所 京都市伏見区羽束師古川町 2 3 3 番地
名 称 株式会社 カンポ
代表者名 代表取締役 横 山 秀 昭 様

綾部市長 山 崎 善 也



事業系一般廃棄物の綾部市クリーンセンターへの搬入について、次のとおり登録します。

事業所名	株式会社 カンポ
所在地	京都市伏見区羽束師古川町 2 3 3 番地
代表者名	代表取締役 横 山 秀 昭
廃棄物の種類	燃やして処理するごみ（綾部市指定に限る）
登録期間	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日
登録条件	搬入条件（裏面記載）のとおりに
その他	

搬入条件

- (1) 綾部市以外で発生した廃棄物は搬入できません。
- (2) 搬入時には、必ず「搬入証」を提示してください。
- (3) 施設内では、係員の指示に従ってください。
- (4) 処理手数料は、搬入時に現金又は搬入券で支払ってください。
- (5) 搬入できる廃棄物は、可燃性廃棄物（生ごみ、紙類、布類、プラスチック類等）に限ります。
ただし、長いもの、大きいものは、40センチ以下に切断（破碎）又は分解、PPバンドは10センチ以下に切断してください。
書類等で、冊子や綴じ紐等で綴じてあるものは、ばらしてください。（クリップ等は全てはずしてください。）
- (6) 不燃物及び次に掲げるものは搬入できません。
 - ① 有害性物質を含むもの（蛍光管、電球、乾電池、水銀体温形 等）
 - ② 著しい悪臭を放つもの（ベンゼン、オイル等がしみこんだ布類等）
 - ③ 危険性のあるもの（ライター、カセットボンベ、スプレー缶等）
 - ④ 引火性のあるもの
 - ⑤ 感染の危険性のあるもの
 - ⑥ その他、市の行う処理に支障を及ぼす恐れのあるもの
- (7) 廃棄物は分別を徹底してください。分別が十分でない場合は搬入できません。
- (8) 搬入された廃棄物について、「展開検査」を行う場合があります。「展開検査」の時は、搬入者の立会をお願いします。
この場合において適正な分別または搬入を認めていない廃棄物 が発見された場合は、搬入登録を取り消します。
- (9) 搬入に当たって、廃棄物を袋に入れる場合には、容量45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、内容が確認できるようにして下さい。
- (10) クリーンセンターの容量・処理能力上、搬入を一時的に制限することがあります。
- (11) 上記条件に違反した場合は、搬入登録を取り消します。
- (12) 搬入時間は、平日の午前9時から正午までと午後1時から午後4時までです。土曜日、日曜日、祝日の搬入はできません。
- (13) その他不明な点は、綾部市クリーンセンターにお問合せください。